上三川町公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道施設に係る工事等に関する要綱

(趣旨)

第1条この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第16条の

規定に基づき、公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道施設に関する工事及び公共

下水道施設の維持(以下「承認工事」という。)に関し、必要な事項を定めるものである。

(事前協議)

第2条法第16条を申請する者(以下「申請者」という。)は、申請に先立ち、上三川町

公共下水道事業管理者(以下、「管理者」という。)と協議するものとする。なお、都市

計画法(昭和43年法律第100号)第32条第1項の規定に基づく栃木県への協議書提出

に当たっては、本協議の後、下水道工事承認申請書(様式第1号)を提出し、管理者

の承認を受けた後でなければ提出することはできない。ただし、管理者が特に必要と認

めるものについては、この限りではない。

2 申請者は、前項の協議を行うに当たり、施行協議書(様式第2号)に工事内容が分か

る図書等を添付して管理者に提出するものとする。

(事前協議に対する回答)

第3条管理者は、前条に定める施行協議書(様式第1号)の提出を受けた場合は、速やかに協議を行い、

当該協議の結果を申請者に対して書面にて回答するものとする。

2 管理者は、前項の協議おいて事前の指導を求められたとき及び管理者が必要と判断し

たときは、工事に際して必要となる公共下水道施設に対する防護その他の必要な措置に

ついて指導を行うものとする。

(申請)

第4条申請者は、工事を行おうとする場合は、下水道工事承認申請書(様式第1号)に必要な図書を添付して、2部管理者に提出しなければならない。ただし、

管理者が特に必要がないと認める場合は、この限りではない。

2 前項の申請に当たっては、土地所有者の下水道工事承諾書(様式第３号)を提出するものとする。

3 申請者は第1項の承認を受けた後、工事の実施に当たっては管理者が指示する段階確認と工事中間検査願(様式第４号)を提出し検査を受けなければならない。ただし、管

理者が特に必要がないと認める場合については、この限りではない。

(審査及び決定)

第5条管理者は、前条の規定による申請が到達したときは、承認工事の必要性、技術的な適正、施工能力等を審査の上、速やかに承認の可否及び条件を付し、下水道工事承認申請書(様式第1号)に承認不承認の朱印を押印し、申請者に交付するものとする。

(審査基準)

第6条前条に規定する承認工事の技術的な適正審査は、次の各号に掲げる事項等について、申請図書等の調査及び現地調査等により行うものとする。

(1)法、上三川町下水道条例(昭和57年条例第　号)その他関連する法令に違反し

ていないこと。

(2)公共下水道として、上三川町公共下水道事業計画書、下水道用設計積算基準、栃

木県土木工事共通仕様書、その他管理者が必要と認める基準等に基づいて適正に設計

されていること。

2 前条に規定する施行能力の審査は、申請者、下請負人、その他の承認工事を実際に施

行する者が当該承認工事の規模に応じた技術的能力等を有するかについて、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システムによって行うものとする。

(標準処理期間)

第7条第5条に規定する下水道工事承認申請書(様式第1号)の受付した

日から、承認不承認決定通知書(様式第5号)の交付までの標準処理期間は、30日間とする。

(条件)

第8条管理者は、第5条の規定に基づき承認を可とする決定(以下「承認決定」という。)

を行う場合には、法第33条の規定に基づき、別表に規定する条件を付すものとする。

2 管理者は、承認決定を行う場合には、当該工事の内容に応じ、別表に規定する条件を

修正しまたは別表に規定する条件以外の条件を付すことができる。

(完成義務)

第9条申請者は、申請した工事期間内に当該工事を完了させなければならない。ただし、

管理者がやむを得ないと判断する場合であって、次の各号に該当するときは、下水道工事承認申請書(様式第1号)を取下げることができる。

(1)工事着手前であるとき。

(2)工事着手前の状態に回復したとき。

(3)その他申請を取下げても、町の事業に支障がないとき。

2 申請者は、前項の規定により承認工事を取下げるときは、管理者に対し、書面によ

り取下げの申請を行わなければならない。

3 申請者は、承認工事の内容を変更するときは、第4条の規定の例により申請しなけれ

ばならない。ただし、管理者が特に必要ないと認める場合については、この限りではな

い。

4 管理者は、前2項に規定する申請が到達したときは、速やかに申請者に対して書面に

て回答するものとする。

(承認工事の着手)

第10条申請者は、承認工事の着手時に、着手届、工事工程表、主任技術者届、下請負届、

緊急連絡体制表、施工計画書、設計図、その他管理者が指示する書類の提出をしなけれ

ばならない。ただし、管理者が特に必要がないと認める場合は、その書類の提出を省略

することができる。

(維持管理)

第11条申請者は、承認工事期間中、承認工事にかかる公共下水道施設の維持管理を適切

に行わなければならない。

(段階確認、中間検査)

第12条申請者は、4条3項の規定による段階確認として、承認工事の施行に際し町の職員の立会いを求めることができる。また、同項の規定の中間検査として、舗装工事を行う前に町の職員の立会いを求めることができる。

2 管理者は、必要があると認めるときは、申請者に対し、町職員の立会いまたは工事写真の提出その他必要な措置を求めることができる。この場合、申請者は正当な理由なく当該立会いを拒んではならない。

(承認工事の完了)

第13条申請者は、承認工事を完了したときは、直ちに下水道工事完成届(様式第6号)を2部、竣工図書一式、工事記録写真その他管理者が指示する書類等を管理者に提出すると共に、町職員の完了検査を受けなければならない。

2 管理者は、前項に規定する完成届が提出されたときは、速やかに完了検査を行い、工事が適正に完了したと認めたときは、下水道工事完成届(様式第6号)の１通に「合格」の朱印を押印し申請者に対し交付するものとする。

3 管理者は、前項の完了検査の結果、不備があると認めた場合、その他必要があると判断した場合は、申請者に対し補修等必要な措置を命じることができる。この場合においては、当該必要な措置の完了を承認工事の完了とみなして前項の適用をする。

4 申請者は、第2項に規定する完了検査を受け、工事が適正に完了したと認められ「合格」の朱印が押印された下水道工事完成届(様式第6号)を交付された場合は、速やかに下水道工事引渡書(様式第7号)を提出するものとする。なお、公共下水道施設については無償で管理者に引き渡すものとする。

(監督処分)

第14条管理者は、承認工事に際して、申請者が法令または第8条に基づき付された条件に違反した場合等は、法第38条第1項の規定に基づき、承認の取消し、条件変更、行為の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

(費用負担)

第15条承認工事の施行にかかる費用は、全て申請者の負担とする。

2 承認工事に伴う他企業埋設管に係る協議、支障物件移設等は全て申請者が行い、これにかかる費用は、全て申請者の負担とする。

(損害賠償)

第17条管理者は、承認工事の施行に当たり公共下水道施設若しくは道路施設または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(瑕疵担保)

第17条管理者は、承認工事にかかる公共下水道施設に瑕疵がある場合には、申請者に対し相当の期間を定めてその瑕疵の補修を請求し、または補修に代え若しくは補修と共に損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の補修または損害賠償の請求は、管理者が第13条第4項に規定する引き渡しを受けた日から10年以内に行わなければならない。

(委任)

第18条この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年(2019年)1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、既に提出されている施行協議書等に基づく承認工事については、なお従前の例による。